

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会設置要綱

(設置)

第1条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「計画」という。）を滋賀県において策定するにあたって、有識者や関係者等の意見を反映させていくため、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他計画の策定にあたり必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 県民生活部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、県民生活部文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

(別表)

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 委員名簿

氏名	役職等
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長
北村 成美	湖南ダンスワークショップ ディレクター
久保 厚子	全国手をつなぐ育成会連合会 会長
古久保 憲満	作家
鈴木 京子	国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）プロデューサー（副館長）
中谷 満	相愛大学大学院音楽研究科 教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
保坂 健二朗	東京国立近代美術館 主任研究員
村田 和彦	滋賀県立近代美術館 館長
山下 完和	社会福祉法人やまなみ会 やまなみ工房 施設長
山中 隆	公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長

(敬省略・50音順)